

令和 8 年度

品川区会計年度任用職員(専門経験職・コンプライアンス推進指導員) 募集案内

令和 7 年 12 月 8 日
品 川 区

この採用選考は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

1. 採用する職、受験資格、採用予定数等

採用する職	専門経験職・コンプライアンス推進指導員
採用予定数	6 名（うち週 2 日勤務：3 名・週 3 日勤務：3 名）
主な職務内容	① 区の行政執行に係る紛争リスクの管理等に係る法律相談に関する こと。 ② 庁内のコンプライアンス推進に関する啓発事業（コンプライアンス ニュースの作成等）に関すること。 ③ 職員の事故・事件、各種ハラスメント、公益通報等に対する調査 対応および対応方針への法的助言等に関すること。 ④ 区立学校に在籍する児童・生徒のいじめ問題への対処およびいじ め困難事案に係る解決に向けた第三者的助言・法的助言等に関する こと。 ⑤ その他コンプライアンスに関すること
受験資格	年齢を問わず、以下①～④の条件を全て満たしていること ① 地方公務員法第 16 条のいずれにも該当しないこと ② 司法修習を修了した者又は弁護士法第 5 条により弁護士となる資 格を有する者 ③ 弁護士法第 7 条のいずれにも該当しないこと ④ 現に品川区の常勤職員でない者

※ ただし、地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方（最終ページ《参考》参照）は応募できません。

2. 採用予定時期 令和 8 年 4 月 1 日以降

3. 任 期 採用日から令和 9 年 3 月 31 日

4. 申込方法および受付期間

申込方法	受付期間
郵送申込	令和7年12月8日（月）～12月24日（水）【必着】 ※ 所定の申込書に必要事項を記入後、A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、 <u>簡易書留で郵送してください。</u> なお、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
持参申込	令和7年12月8日（月）～12月24日（水）【必着】の 午前8時30分～午後5時00分 ※ 土・日曜日及び祝日を除く。 ※ 所定の申込書に必要事項を記入後、品川区区長室総務課コンプライアンス推進担当まで直接お持ちください。

5. 選考方法・選考日程

（1）第一次選考

選考方法	書類審査 ※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	令和8年1月上旬（予定） ※ 合否に関わらず、受験者全員に郵送で通知します。 ※ <u>第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。</u>

（2）第二次選考（第一次選考合格者対象）

選考日	令和8年1月中旬から1月下旬（予定）
選考方法	面接
最終合格発表	令和8年2月中旬（予定） ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に郵送で通知します。 ※ 面接を欠席した場合、辞退とみなし特に通知はありません。

6. 選考会場

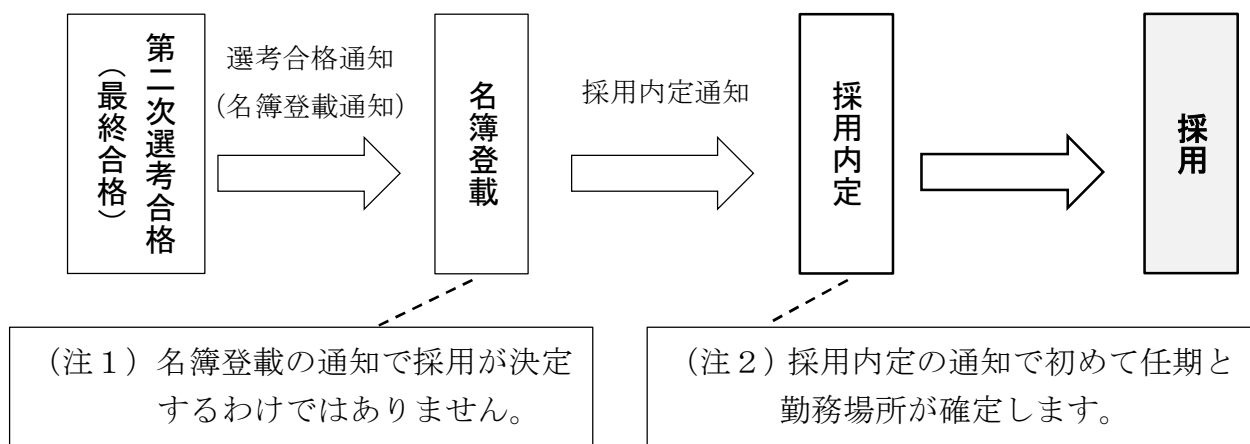
品川区役所（品川区広町2-1-36）

（JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩8分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩5分）

7. 合格者の取扱い

選考合格後、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。
なお、名簿登載期間は、登載日から令和8年6月30日までです。

〈合格から採用までの流れ〉



8. 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取り消します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

9. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。

なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

10. 勤務条件等 ※ 令和7年12月1日現在

(1) 勤務時間・勤務日数

1日の勤務時間数	1週間あたりの勤務日数	1週間あたりの勤務時間
7時間45分	2日	15時間30分
7時間45分	3日	23時間15分

※ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となりますが、土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。

※ 公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間以外に超過勤務を命じる場合があります。

(2) 勤務場所

品川区役所第三庁舎4階

(3) 報酬

1週間あたりの勤務日数	基本報酬額（地域手当相当報酬含む）
2日	月額217,680円
3日	月額326,520円

勤務形態に応じて、その他、期末手当、勤勉手当、通勤手当および超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。

(4) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

(5) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、東京都職員共済組合の短期組合員となり、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）の適用を受け、また、厚生年金保険および雇用保険に加入します。さらに労働災害補償または公務災害補償の対象にもなります。

11. 郵送・持参・問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36 第三庁舎4階

(郵送・申込先) 品川区役所区長室総務課コンプライアンス推進担当

電話：03-5742-3828 (直通) FAX：03-5742-3830

(制度について) 品川区役所区長室人事課人事係 (品川区総合庁舎5階)

電話：03-5742-6628 (直通) FAX：03-5742-6872

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。
ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

《参考》 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

性犯罪前科の確認について

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)に基づき、任用される職の職務内容によっては特定性犯罪の前科の有無について確認を行う場合があります。

【品川区役所 案内】

